

公 告

「災害時における河川災害応急復旧に関する協定【ゲート設備】」の公募について
標記について、協定締結を希望される方は、下記により申請書を提出してください。

令和7年1月17日

国土交通省関東地方整備局
霞ヶ浦河川事務所長
山本 陽子

記

1. 協定の目的

霞ヶ浦河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧について、速やかに対応することを目的とします。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間等 別紙「霞ヶ浦河川事務所管理区間」のとおり
- (3) 協定期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- (4) 協定内容 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、地震・洪水等により発生した災害におけるゲート設備（水門、樋門、樋管等における扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備、管理橋等）の応急復旧等を想定している。

3. 申請書類

- (1) 申請書 ゲート様式－1
- (2) 技術資料 ゲート様式－2
- (3) // 本社・本店から最寄りの直轄区間までの経路図（5万分の1程度の縮尺）
注）技術資料は令和7年1月17日現在で作成すること。

4. 申請者の条件

関東地方整備局における一般競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件すべて満足する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条および第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度「機械設備工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。（会社更生法「平成14年法律第154号」に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法「平成11年法律第225号」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争「指名競争」入札参加資格の再認定を受けていること。）

なお、本公募により災害時の協定締結を行った者は、本協定の令和7年度の協定開始日までに、「機械設備工事」の令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に認定がなされる者が条件となり、認定がなされない場合は、本協定が無効となる。

②国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供のA、B、C又はD等級に各付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。認定がなされない場合は、本協定が無効となる。）

なお、「競争参加資格者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に掲載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。

(5) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

(6) 平成21年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有するもの

1) 下記記載の設備における点検業務

2) 下記記載の設備における新設工事又は修繕工事

ゲート設備（河川用又はダム用）

- (7) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、機械設備工事における令和4年4月1日から令和6年3月31日までの工事成績評定点の平均点が60点未満で無いこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 緊急時に技術者や作業員等が出動できる体制がとれること。

5. 技術審査

(1) 技術資料の作成及び技術審査は以下の通りとする。

評価項目	審査基準	欠格要件
1) 本社、本店の所在地 (ゲート様式-2)	関東地方整備局管内に、本社・本店又は支店・営業所を有すること。	本社・本店又は支店・営業所の所在地が関東地方整備局外の場合欠格
2) 現場までの最短距離 (ゲート様式-2)	本社・本店又は支店・営業所から霞ヶ浦河川事務所管内までの最短距離	なし
3) 点検整備業務又は工事の施工実績 (ゲート様式-2)	<p>① 平成21年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲート設備（河川用又はダム用）の点検整備業務 ・ゲート設備（河川用又はダム用）の新設工事又は修繕工事 <p>② 施工実績として記載した工事又は技用務にCORINSの登録がない場合において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。（工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備が確認できる部分のみでよい。）</p>	施工実績が無い場合欠格
4) 災害応急対策に関する他機関との協定締結状況 (ゲート様式-2)	申請時における他事務所、県及び市町村との協定の有無	なし

5) 災害時の事業継続力の認定 (ゲート様式-2)	あり	なし
	なし	
6) 災害協定に基づく活動実績 (ゲート様式-2)	霞ヶ浦河川事務所以外の協定に基づく実績あり	なし
	実績なし	
7) 過去2年間の工事成績評定点の平均点 (※1) (ゲート様式-2)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の令和4年4月1日から令和6年3月31日までの工事までに完成した工事の工事成績評点の平均点	平均点が60点未満の場合欠格
8) 法定外労働災害補償制度 (ゲート様式-2)	請負契約締結時に保険加入していること。	加入していない場合欠格
9) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (ゲート様式-2)	次に掲げるいずれかの者を配置できること。 ・技術士(建設部門) ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工技士 ・1級建築士 ・建設業法第7条第2号イ、ロで定める者 イにあつては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。 ・平成21年度以降に元請けとして完了し又は完成した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有すること。 ・ゲート設備(河川用又はダム用)の点検整備業務 ・ゲート設備(河川用又はダム用)の新設工事又は修繕工事	確保できない場合欠格
10) 協定に基づく出動要請を行った場合の作業員出動の可否 (ゲート様式-2)	作業員の有無(協力会社含む※2)	確保できない場合欠格

注) 各様式の注意事項を熟読し、必要な資料を添付する事。

※1 4. (2)①でした場合。(4. (2)②で申請した場合は対象外)

※2 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、または協力会社との協定、または契約等の写しを添付すること。

6. 申請書等の提出

(1) 提出期間および受付時間

令和7年1月17日(金)～令和7年2月7日(金)

8:30～17:15 (土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(2) 提出場所

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 管理課

(3) 提出部数

紙による提出の場合は、1部(袋とじ)又は、電子メールによる提出の場合は、PDFとする。

(4) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものとします。また、持参による場合は(1)の受付時間内に限ります。なお、電送(ファクシミリ)、電子メールによるものも可とします。ただし、その際は必ず着信確認をすること。

電子メール 10M以内 ktr-kanri-kasumi@mlit.go.jp

FAX 0299-63-2498 (管理課直通)

7. 問い合わせ

(1) 問い合わせ期間

令和7年1月17日(金)から令和7年2月3日(月)

8:30～17:15 (土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(2) 問い合わせ先

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 管理課

TEL 0299-63-2418 (直通)

FAX 0299-63-2498

(3) 問い合わせの方法

文書(FAX、メール可)による問い合わせのみを受け付け、回答についても文書(FAX、メール)にて行います。口頭・電話、での問い合わせは受け付けません。

8. 選定・締結等

(1) 申請書、技術資料を審査の上、協定締結者を決定します。

(2) 協定締結者については令和7年2月28日(金)以降に通知します。

9. 非締結に関する事項

- (1) 申請書、技術資料を提出した者のうち、協定を締結しなかった者に対しては締結しなかった理由（非締結理由）を霞ヶ浦河川事務所長より書面にて通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝日を除く）以内に、書面により霞ヶ浦河川事務所長に対して非締結理由の説明を求める事が出来ます。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次の通りです。
 - ・受付場所：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 管理課
〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510
TEL 0299-63-2418（直通）
FAX 0299-63-2495
 - ・受付時間：8：30～17：15（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (5) (2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求める最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により回答します。

10. その他

- (1) 申請書、技術資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 本公告、協定書（案）、協定区間、申請書および技術資料の印刷物による請求には応じません。
- (3) 提出する申請書、技術資料は、当目的以外には使用することはありません。
- (4) 提出された申請書、技術資料は返却しません。
- (5) 技術資料に虚偽の記載をしたものは、技術審査の対象としないと共に、協定締結後は協定を無効とします。
- (6) 本公告、協定書（案）、協定区間、申請書および技術資料については、下記に示す当事務所のホームページ及び当事務所閲覧室にて閲覧が可能です。

◆霞ヶ浦河川事務所ホーム > 事務所からのお知らせ >

[事務所からのお知らせ](#) | [霞ヶ浦河川事務所](#) | [国土交通省 関東地方整備局](#)

◆閲覧場所、期間および閲覧時間

【閲覧場所】

- ・国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 1階総務課前閲覧室
(茨城県潮来市潮来3510)

【閲覧期間および時間】

上記、閲覧場所とも下記の通り

令和7年1月17日(金)～令和7年2月6日(木)

8：30～17：15までの間（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

以 上